公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年11月18日

奈良県立橿原考古学研究所 副所長 田中 裕之

1. 業務の概要

(1)業務名

国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務

(2)業務の目的

奈良県では、令和三年度より国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業として出土品の修理を奈良県立橿原考古学研究所で実施している。今年度は、馬具を主に修理しており、その一環として、安定台座の製作を計画している。

具体的には、馬具のうち、鐘形鏡板付轡、雲珠の安定台座を製作し、安全に収蔵するとともに、特別展において公開する。この公開を通じて藤ノ木古墳出土品の意義、その魅力を国内外に効果的に発信することを目的として本業務を実施する。

(3)業務の内容

①国宝・藤ノ木古墳出土品に関する安定台座の製作。

- ・製作する安定台座は、研究所や附属博物館の施設において収蔵・公開する。
- ・研究所と博物館が提供する出土品の3次元情報を用いて、安定台座を製作。
- 安定台座の内容構成
- ・特記事項(仕様書5の(6)参照)
- ・打ち合わせ協議

②事業実施報告書の作成

※内容詳細は別紙、『国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務委託仕様書』に記載。

(4)委託料上限額

942,700円(消費税および地方消費税に相当する額(10%)を含む。)

(5)業務の仕様等

4の(2)により配布する、国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務委託仕様書(以下「仕様書」)に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から令和8年3月20日(金)まで

2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2)国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3)公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- (4)公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による 更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行 われている者でないこと。
- (5)銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6)役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7)物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による競争入札参加資格者で、営業種目「C 家具等、1家具類、公園設備、②別注家具」又は「D 図書・教材類、2教材用具、③標本」又は種目「Q 役務の提供、7諸サービス、⑧文化財調査関連業務」又は「Q 役務の提供、7諸サービス、⑩その他サービス」のいずれかで登録していること。
- (8)主な取扱品目・業務内容に文化財の展示に関する展示台、安定台、造形物等の製作が記載されている者であること。
- (9)役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (10)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13)(11)及び(12)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有していないこと。
- (14)直前5年以内(令和2年4月1日以降の契約)に国宝2件以上もしくは重要文化財5件以上の安定台座製作業務を受注し、完成した実績があること。
- (15) 橿原考古学研究所で実施する対象出土品説明会に参加すること。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2)複数の提案書等を提出したとき。
- (3)提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4)提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5)提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地 奈良県立橿原考古学研究所 TEL: 0744-24-1101 FAX: 0744-24-6747

(2) 仕様書の配布

公告の日から令和7年12月2日(火) 午後3時までの間に、「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」から入手するものとする。

- (3) 国宝・藤ノ木古墳出土品修理事業 安定台座製作業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」)の配布 公告の日から令和7年12月2日(火) 午後3時までの間に、「奈良県立橿原考古学研究所ホーム ページ」から入手するものとする。
- (4) 対象出土品説明会

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 参加表明書、企画提案書等の提出
 - 4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。
- (6) 質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6. 受託者

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4の(2) により配布する仕様書および4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。